

# 「自由学園協力会規約」

## 前 文

自由学園協力会（以下、「本会」）は、創立者夫妻が私財を投じ、全身全霊を傾けて始めた教育の理念に賛同する父母有志により昭和6年に設立された。

本会は、この経緯を心に留めて、自由学園がその教育理念を实践するために、財政上その他の支援を行い、その発展に協力することを目的とする。

本会は自由学園との信頼関係の維持・強化を何よりも優先する。

### 第1条（名称）

本会は「自由学園協力会」と称する。

### 第2条（目的）

本会は、自由学園の発展を願い、財政上、その他の支援を行うことを目的とする。

### 第3条（事務所）

本会は、事務所を東京都東久留米市学園町1丁目8番15号自由学園内に置く。

必要に応じて他に従たる事務所を置くことができる。

### 第4条（支部）

本会は、必要に応じて支部を設置することができる。

### 第5条（事業）

本会は、目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 自由学園の支援に関する事業
- (2) 自由学園の生徒に対する教育共助金の貸与
- (3) 会報の発行
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

### 第6条（会員）

本会の会員は次の各号に該当する者で、本会に入会の申し込みをした者とする。

- (1) 自由学園在校生保護者
- (2) 自由学園卒業生
- (3) 自由学園卒業生父母
- (4) 自由学園教職員及び元教職員
- (5) 自由学園、婦人之友社、全国友の会に関係する者
- (6) その他、本会の趣旨に賛同し、自由学園を支援したいと願う者

### 第7条（寄付の募集）

1. 本会は、本会の会員から自由学園に対する寄付金を預かり受け、自由学園に対し、各会員（寄付者）の氏名・寄付金額を明示した上、その寄付金を納付する。
2. 本会は、前項の寄付に関し、自由学園から各会員宛の寄付金領収証を受領したうえ、各会員に送付する。
3. 本会の会員による第1項の寄付は、年度毎に協力会が案内する期間内に行う1口5000円×任意の口数による寄付（定期寄付）と、別の時期及び単位による寄付（随時寄付）とする。

### 第8条（退会）

本会の会員は、下記により退会する。

- (1) 書面による退会の届出
- (2) 寄付を5年以上行わなかった者
- (3) 本会の名誉を毀損する行為があり、会長より退会を申し渡された場合

### 第9条（役員）

1. 本会に次の役員を置くこととし、学校法人自由学園理事長が候補者を推薦し、総会において選出する。
  - (1) 会長 1名  
会長は本会を代表し、会務を統括する。
  - (2) 副会長 3名以内  
副会長は会長を補佐する。
2. 役員の任期は1期3年とし、3期までの重任を認める。
3. 役員が任期途中で退任した場合には、後任役員の任期は前任者の残存任期とする。
4. 会長が欠けた場合、会長の職務は予め定められた順位により、副会長が代行する。

### 第10条（参与）

1. 自由学園理事長及び学園長を参与とし、総会、委員会等本会の活動に出席を要請する。
2. 参与は会長に自由学園の意思を伝え、本会の活動において協力する。

#### 第11条 (委員及び委員会)

1. 本会に第5項記載の委員を置き、会長が総会に推薦し、総会において選任する。
2. 委員は、会長、副会長とともに委員会を構成する。
3. 委員会は、総会の決議または会長の指示に従って会務を補佐・執行する。
4. 委員の任期は1年とし、重任を妨げない。  
委員は任期満了後も後任者が就任するまで職務を継続する。
5. 委員のカテゴリー
  - (1) 保護者会委員  
初等部、女子部、男子部、最高学部のそれぞれの年度の保護者会委員長
  - (2) 卒業生委員
  - (3) 関係団体委員
  - (4) 卒業生父母及びその他委員
  - (5) 自由学園事務長
  - (6) 自由学園教職員代表 (各部代表)  
上記(1)(2)(3)(6)の委員は各カテゴリーを代表して委員会に出席し、会の運営方針等を出身母体に伝えるものとする。
6. 委員の総数  
委員の総数は50人以内とし、必要に応じて会長の判断で70人まで増員することができる。

#### 第12条 (監事)

1. 本会に監事を置き、毎年度会計監査を行う。
2. 監事は、総会において選任し、任期は3年とする。
3. 監事は、役員または委員を兼ねることができない。

#### 第13条 (事務局)

本会に事務局を置き、自由学園理事長の推薦を受けて、若干名の担当者を会長が任命する。

#### 第14条 (総会)

1. 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に会長が招集する。
2. 自由学園理事長から要請があった場合、あるいは会長が必要と認めた場合に臨時総会を開くことができる。
3. 総会の招集に当たっては、開催日の2週間前までに、会議の目的、日時、及び場所を会員に知らせる。
4. 総会は会員の出席者をもって成立し、各会員は1人1票の投票権をもつ。

5. 総会の議決は出席会員の過半数を持って決し、賛否同数の時は会長が決する。
6. 総会は、書面または電磁的記録によって決議を行うことができる。この場合、本会からの書面決議による旨の通知に対し、書面による回答をした者を出席者とし、4項、5項の規定を準用する。
7. 総会の議決は、自由学園理事長の同意を得た後、発効する。

#### 第15条 (財産)

本会の財産は下記のものとする。

- (1) 教育共助金
- (2) その他

#### 第16条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第17条 (規約の変更)

本会の規約は総会の決議を経た後、自由学園理事長の同意を得て変更することができる。

#### 第18条 (解散)

1. 本会は、総会の決議を経た後、自由学園理事長の同意を得て解散する。
2. 残余財産は全額学校法人自由学園に寄付するものとする。

この規約は、2015年6月6日から施行する。

この規約は、2022年6月4日から施行する。

この規約は、2023年6月3日から施行する。

但し第7条3項のみ2024年4月1日から施行する。